

旭川医科大学放射線障害予防委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学放射線障害予防委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学放射線障害予防委員会規程（平成16年旭医大達第33号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学放射線障害予防規程(<u>令和元年旭医大達第78号</u>)<u>第8条第2項</u>の規定に基づき、放射線障害予防委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、学長の諮問に基づき、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 放射線障害の発生を防止するため、施設、設備等の改善に関すること。</p> <p>(2) 放射性同位元素等の管理に関すること。</p> <p>(3) 管理区域の設定に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 放射線障害予防規程に関すること。</p> <p><u>(5) 旭川医科大学エックス線障害予防要項に定める放射線障害の予防に関すること。</u> (新設)</p> <p>(6) その他放射線障害の発生の防止に関すること。</p> <p>(略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学放射線障害予防規程(<u>平成16年旭医大達第31号</u>)<u>第7条第2項</u>の規定に基づき、放射線障害予防委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、学長の諮問に基づき、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 放射線障害の発生を防止するため、施設、設備等の改善に関すること。</p> <p>(2) 放射性同位元素等の管理に関すること。</p> <p>(3) 管理区域の設定に関すること。</p> <p><u>(4) 放射線施設における放射線業務従事者の許可に関すること。</u></p> <p>(5) 放射線障害予防規程に関すること。</p> <p>(6) その他放射線障害の発生の防止に関すること。</p> <p>(略)</p> |

附 則

この規程は、令和2年12月10日から施行し、改正後の第1条及び第2条の規定は、令和2年11月30日から適用する。

【改正理由】

旭川医科大学エックス線等障害予防要項の制定に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。